

無線従事者規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二節 訓練の課程の認定 （認定の基準）</p> <p>第六十一条 法第四十八条の二第二項第二号に規定する認定（以下「認定新規訓練の認定」という。）及び法第四十八条の三第一号に規定する認定（以下「認定再訓練の認定」という。）は、次に掲げる基準に適合すると認められる訓練の課程について行う。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 訓練の種別に応じ、別表第二十三号に掲げる科目及び時数（訓練を受ける者の能力にかんがみ、総合通信局長が特に他の時数によることが適当と認めた場合は、その時数）を設けるほか、総務大臣が別に告示する訓練要領に準拠するものであること。</p> <p>六～九 （略）</p>	<p>第二節 訓練の課程の認定 （認定の基準）</p> <p>第六十一条 法第四十八条の二第二項第二号に規定する認定（以下「認定新規訓練の認定」という。）及び法第四十八条の三第一号に規定する認定（以下「認定再訓練の認定」という。）は、次に掲げる基準に適合すると認められる訓練の課程について行う。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 訓練の種別に応じ、別表第二十三号に掲げる科目及び時数を設けるほか、総務大臣が別に告示する訓練要領に準拠するものであること。</p> <p>六～九 （略）</p>